

畿央大学競争的研究費等コンプライアンス教育実施計画

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）および「畿央大学競争的研究費等不正防止に関する基本方針」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、「畿央大学競争的研究費等コンプライアンス教育実施計画」として次のとおり定めます。

1. コンプライアンス教育の対象と実施方法

- ・競争的研究費等に関与する者は、全教職員研修会におけるコンプライアンス教育または日本学術振興会の研究倫理eラーニングコース eLCoRE を受講するものとする。
- ・競争的研究費等に関与する学部生は正課科目等を通じコンプライアンス教育を受講するものとする。
- ・競争的研究費等に関与する大学院生は正課科目等を通じコンプライアンス教育を受講するものとする。
- ・不正防止推進部署は競争的研究費等に関する説明会を実施するものとする。

2. ルールの明確化

- ・競争的研究費等の関連規程を大学ホームページに掲載するものとする。

畿央大学事務局長